2　担当区域は、一又は二以上の都道府県の区域を単位として内閣総理大臣が設定するものとする。

3　内閣総理大臣は、担当区域を設定したときは、官報に掲載する方法及びインターネットを利用する方法により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

4　受託者の担当区域において書面等による提供等が行われないこととなるおそれがあるときは、内閣総理大臣は、当該受託者以外の受託者に係る担当区域を変更することができる。

5　内閣総理大臣は、緊急の必要があると認める場合を除き、前項の規定により担当区域の変更を行うときは、当該変更の六月前までに当該変更前及び変更後の担当区域の全部又は一部を含む担当区域に係る受託者に対し、その旨を通知するものとする。

6　前二項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、受託者の担当区域について、当該受託者の合意を得た上で変更することができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、当該変更前及び変更後の担当区域の全部又は一部を含む担当区域に係る受託者に対し、その旨を通知するものとする。

（受託者の要件）

第二十七条　法第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次のとおりとする。

一　書面等による提供等を遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

二　書面等による提供等に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための体制を有すること。

三　いかなる方法をもってするかを問わず、書面等による提供等を一括して他人に委託しない者であること。

四　前三号に掲げるもののほか、書面等による提供等を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。

五　次に掲げる者に該当しないこと。

イ　法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ　第三十二条第一項の規定により委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

ハ　法人であって、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

（委託に係る手続）

第二十八条　法第十四条第一項の委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出して申請しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事務所の所在地

三　現に営んでいる事業の種類

四　事業時間

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款（申請者が法人である場合に限る。）及び登記事項証明書

二　最近の事業年度における貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（第三十四条において「財務諸表等」という。）

三　書面等による提供等の実施の方法を記載した書類

3　内閣総理大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、第一項の規定による申請が前条に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定による委託の申請があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

一　当該申請をした者が前条に規定する要件に適合しない場合

二　当該申請に係る第一項第二号に規定する事務所において書面等による提供等を行う必要がないと認める場合

5　内閣総理大臣は、前項の承認をしたときは、法第十四条第一項の委託をする旨を当該承認を受けた者に通知するものとする。

6　受託者は、第一項各号並びに第二項第一号及び第三号に掲げる事項その他書面等による提供等に重大な影響を与える事項について変更する場合には、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に対し通知しなければならない。

（委託の更新）

第二十九条　法第十四条第一項の委託は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の委託の更新について準用する。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定により法第十四条第一項の委託がその効力を失ったときは、その旨を官報に掲載する方法及びインターネットを利用する方法により公表するものとする。

（指示等）

第三十条　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、受託者に対し、書面等による提供等の方法その他書面等による提供等に関して指示をし、又は書面等による提供等の実施の状況について報告を求めることができる。

（業務の廃止の届出）

第三十一条　受託者が書面等による提供等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の六月前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を官報に掲載する方法及びインターネットを利用する方法により公表するものとする。

（委託の解除）

第三十二条　内閣総理大臣は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該受託者に係る法第十四条第一項の委託を解除することができる。

一　法又はこの府令の規定に違反したとき。

二　第二十七条各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

三　第三十条の規定による指示に従わず、又は報告の求め（第三十八条第一項の委託を受けた者によるものを含む。）に応じなかったとき。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により法第十四条第一項の委託を解除したときは、遅滞なく、その旨を官報に掲載する方法及びインターネットを利用する方法により公表するものとする。

（帳簿の記載）

第三十三条　受託者は、帳簿を備え、次に掲げる書面等による提供等の方法の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める事項を記載し、これを保存するものとする。

一　第二十条第四項の規定による毎月一日を始期とする一月間に発行される官報に係る官報掲載事項記載書面の送付　各月における送付先の氏名又は名称、住所、連絡先及び件数その他必要な事項

二　前号に掲げる方法以外の方法　官報の種別、発行の年月日及び書面等による提供等の方法ごとに書面等による提供等を行った件数